

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月31日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 精神科 神経内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 呼吸器外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 頭頸部外科 <u>リハビリテーション科</u> 放射線診断科 放射線治療科 緩和ケア科 歯科口腔外科 麻酔科 病理診断科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>(略)</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 精神科 神経内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 呼吸器外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 頭頸部外科 放射線診断科 放射線治療科 緩和ケア科 歯科口腔外科 麻酔科 病理診断科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。